

## 税関発給コード(法人)の新規発給申請及び登録内容の変更申請受付の停止予定について

- 平成29年10月(※)から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における「法人番号」を記載(入力)していただく予定としております。
  - (※)平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくこととなります。ただし、法人番号をお持ちでない方については、法人番号の記載(入力)は必要ありません。
    - (参考)「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項に規定する法人番号です。
- このため、平成29年10月のNACCS更改に併せ、税関における税関発給コード(法人)の管理、新規発給及び登録内容の変更に係る取扱いを停止することを予定しております。
  - (※)なお、NACCSセンターが暫定措置としてNACCS内に法人番号への変換機能(英文名称・住所補完機能等含む)を提供することを予定しており、当該機能によりNACCS更改後においても税関発給コード(法人)を利用することができます。
- また、NACCS更改に向けた移行データの作成・確認等の準備作業に必要となる期間を考慮し、税関発給コード(法人)の新規発給及び登録内容の変更に係る申請の受付は、以下の期日までとします。

### 税関発給コード(法人)に係る 新規発給申請及び登録内容の変更申請の取扱い期日

- ・新規発給申請の受付：平成29年3月31日まで
- ・登録内容の変更申請の受付：平成29年5月31日まで

- ※ 税関発給コード(法人)とは、法人番号の指定を受けた法人に係る輸出入者コードです。法人番号の指定を受けていない輸出入者(個人等)に係る輸出入者コードや仕向人・仕出人コードについては、引き続き、税関において発給・登録内容の変更を行います。
- ※ 上記期日以降における税関での登録内容(法人名、住所等)の変更は行わないこととなりますので、引き続きNACCS内の法人番号への変換機能を利用したい場合は、NACCSセンターへお問い合わせ願います。

#### お問合せ窓口

税関発給コードから法人番号への切替に関するお問合せ・ご相談は、以下の連絡先までお願いいたします。  
なお、電子メールでの問合せ等は受付ておりませんのでご注意ください。

【担当部署】 東京税関 調査部 税関発給コード担当  
【電話番号】 03-6204-0205 (受付時間 9:00~12:00 及び 13:00~17:00 土日・休日を除く)